

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援に係る事業復活支援金 事前確認に関する《チェックシート・依頼書》

以下、確認したものには□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、FAXしてください。 送信後、お手数ですがFAXが到着しているかの確認のお電話をお願いします。(TEL:06-6318-2800)

事業形態: □法人(法人番号: ) □個人事業者等<事業所得> □個人事業主等<主たる収入が雑収入・給与所得>
事業所名: 申請希望者名<代表者名>
電話番号: 代表者生年月日<西暦>
FAX番号: 代表者携帯番号

※ご記入いただいた個人情報は本事業復活支援金の事前確認手続き及び当所の会員管理以外には使用しません。

- 当事業所は摂津市商工会の会員である。
□ 事前にネットで仮登録し申請IDを取得した。↓↓↓

申請ID(申請番号) Cを含む10桁 ID取得で登録した電話番号

- 売上減少の要因は以下のいずれかである。

需要の減少: □国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止... □消費者的外出・移動の自粛...
供給の制約: □コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う... □国や地方自治体による休業・時短営業...

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ...
□ 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合...
□ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
□ 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
□ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合...
□ 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等)」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
□ 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
□ 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。
□ 下記のとおり対象月を選択し、比較するいずれかの基準期間を選択した。(下記対象月及び基準期間それぞれに☑)
① 対象月 2021年(□11月 □12月) 2022年(□1月 □2月 □3月)
② 売上減少を比較する基準期間(以下、いずれかを選択)
□ 2018年11月～2019年3月 □ 2019年11月～2020年3月 □ 2020年11月～2021年3月
□ 事業復活支援金の審査は事務局の判断によること、摂津市商工会による確認事務は事業復活支援金を確約するものではないことを認識している
□ 上記につき、代表者が確認しました。事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します。

比較の結果、減少率は □50%以上 □30%以上50%未満

記入日 2022年 月 日 代表者署名(自署)

摂津市商工会使用欄

担当者名 会員No. 確認実行日 2022年 月 日